

衛 生 基 準

項 目	内 容
寝具類	<ul style="list-style-type: none"> ・常に清潔にし、日光消毒を励行すること ・布団およびまくらには、清潔な敷布および布団カバーならびにまくらカバーを用いること
換 気 防 水 排 水	<ul style="list-style-type: none"> ・換気のために設けられた開放部は、常に開放しておくこと ・排水設備および流水を常に良好にし、雨水および汚水の排水に支障のないにしておくこと ・客室の床が木造であるときは、床下の通風を常に良好にしておくこと
浴 室	<ul style="list-style-type: none"> ・浴槽の湯は、常に満杯にして置き、湯栓および水栓の湯水は、十分に補給すること。 ・前日に使用した湯水を、浴用に供しないこと（循環ろ過装置等を使用することにより常に湯水が清浄に保たれている場合を除く）
洗面設備	<ul style="list-style-type: none"> ・湯水は、十分な量を供給しなければならない。
便 所	<ul style="list-style-type: none"> ・流水式の手洗器を備え清浄な水が豊富に供給されるようにすること。
その他の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・客室、応接室、食堂、調理場、配せん室、玄関、浴室、便所、洗面所、廊下、階段等は常に清潔にしておくこと ・客室にはくず入れを備え、適時取り換えること ・常に施設の内外の清潔を行い、衛生上有害な昆虫およびねずみの発生防止ならびに駆除に努めること ・宿泊者が伝染病の病気にかかっていることが明らかになったときは、その使用した客室、寝具および器具類を消毒する等必要な措置を講ずること
営業者の 遵守事項	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊者の氏名、住所、職業その他の事項を記載する宿泊者名簿を備えること ・帳場には、営業従事者名簿を備えること
利用基準	<ul style="list-style-type: none"> ・営業の施設を利用させるようについて <ol style="list-style-type: none"> 1. 善良の風俗が害されるような文書、図画その他の物件を営業の施設に掲示し、または備え付けないこと 2. 善良な風俗が害されるような広告物を掲示しないこと